

約款改正 新旧対照表

(1) 投資信託総合取引約款

条項		改正後	改正前
第3条	申込方法等	1 お客様は、当金庫所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名または記名（以下、記名を含めて「署名」といいます。）、捺印（届出の印鑑によります。以下、「捺印」といいます。）し、当金庫の総合取引取扱いの本支店または出張所（以下、「取扱店」といいます。）に提出することによって、総合取引を申込むものとします。また、当金庫所定の方法で、ろうきんダイレクトにより申込 <u>む</u> こと <u>も</u> できます。申込みを受付後、当金庫が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。	1 お客様は、当金庫所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名または記名（以下、記名を含めて「署名」といいます。）、捺印（届出の印鑑によります。以下、「捺印」といいます。）し、当金庫の総合取引取扱いの本支店または出張所（以下、「取扱店」といいます。）に提出することによって、総合取引を申込むものとします。また、当金庫所定の方法で、ろうきんダイレクトにより申込 <u>みに係る書類の送付を依頼すること</u> <u>が</u> できます。申込みを受付後、当金庫が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。
第7条	届出事項	1 お客様は、総合取引開始時に印鑑、氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者、代理人の氏名、共通番号等を届出いただきます。ただし、 <u>取扱店でのお申込みにおいて</u> 、すでにその届出がされている場合には、その印鑑、氏名または名称、代表者、代理人、住所、共通番号等が届出 <u>済</u> となりますので、改めてお届出いただく必要はありません。	1 お客様は、総合取引開始時に印鑑、氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者、代理人の氏名、共通番号等を届出いただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、その印鑑、氏名または名称、代表者、代理人、住所、共通番号等が届出となりますので、改めてお届出いただく必要はありません。
第21条	保護預り証券の保管方法および保管場所	当金庫は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に <u>従</u> って次のとおりお預りします。 ①保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することができますものとします。 ②上記①による保管は大券をもって行うことがあります。 ③当金庫は、保護預り証券を当金庫名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に寄託することがあります。	当金庫は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に <u>したが</u> って次のとおりお預りします。 ①保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することができますものとします。 ②上記①による保管は大券をもって行うことがあります。 ③当金庫は、保護預り証券を当金庫名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に寄託することがあります。

条項		改正後	改正前
第 51 条	本章の趣旨	本章は、お客様と当金庫との間における投資信託の定時定額買付取引（以下、「定時定額取引」といいます。）に関する取決めです。 当金庫は、この約款に<u>従</u>ってお客様と定時定額取引契約を締結いたします。	本章は、お客様と当金庫との間における投資信託の定時定額買付取引（以下、「定時定額取引」といいます。）に関する取決めです。 当金庫は、この約款に<u>したが</u>ってお客様と定時定額取引契約を締結いたします。
附則		1 この約款は、2013 年 5 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2014 年 1 月 6 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2017 年 8 月 7 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2020 年 3 月 16 日より一部改正を適用させていただきます。 6 この約款は、2021 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 7 この約款は、2023 年 3 月 20 日より一部改正を適用させていただきます。 8 この約款は、2023 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 9 この約款は、2024 年 9 月 21 日より一部改正を適用させていただきます。 <u>10 この約款は、2025 年 4 月 21 日より一部改正を適用させていただきます。</u>	1 この約款は、2013 年 5 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2014 年 1 月 6 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2017 年 8 月 7 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2020 年 3 月 16 日より一部改正を適用させていただきます。 6 この約款は、2021 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 7 この約款は、2023 年 3 月 20 日より一部改正を適用させていただきます。 8 この約款は、2023 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 9 この約款は、2024 年 9 月 21 日より一部改正を適用させていただきます。

(2) 特定口座約款

条項		改正後	改正前
第 2 条	特定口座の申込方法	1 お客様が当金庫に特定口座の開設を申込むに当たっては、あらかじめ、当金庫に対し、特定口座開設届出書を提出していただきます。また、当金庫所定の方法で、ろうきんダイレクトによる投資信託口座開設のお申込時に、特定口座の開設を申込むこともできます。その際、お客様はマイナンバーカード等の当金庫が定める書類を提示し、氏名、生年月日および住所等につき確認を受けていただくことといたします。	1 お客様が当金庫に特定口座の開設を申込むに当たっては、あらかじめ、当金庫に対し、特定口座開設届出書を提出していただきます。また、当金庫所定の方法で、ろうきんダイレクトによる投資信託口座開設のお申込み時に、特定口座の開設を申込むこともできます。その際、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他当金庫が定める書類を提示し、お名前、生年月日およびご住所等につき確認を受けていただくことといたします。
第 20 条	届出事項の変更	第 2 条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様の氏名、住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、施行令第 25 条の 10 の 4 の規定によりお客様は、当金庫所定の方法により遅滞なくその旨を届出ていただきます。その変更が氏名または住所に係るものであるときは、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他当金庫が定める書類を提示し、確認を受けていただくものといたします。	第 2 条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様のお名前、ご住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、施行令第 25 条の 10 の 4 の規定によりお客様は、当金庫所定の方法により遅滞なくその旨を届出ていただきます。その変更がお名前またはご住所に係るものであるときは、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他当金庫が定める書類を提示し、確認を受けていただくものといたします。
第 26 条	合意管轄	お客様と当金庫の間でこの約款に関して訴訟の必要が生じた場合、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。	お客様と当金庫の間この約款に関する訴訟については、当金庫本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所といたします。
附則		1 この約款は、2013 年 5 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2014 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2017 年 8 月 7 日より一部改正を適用させていただきます。 5 この約款は、2017 年 11 月 20 日より一部改正を適用させてい	1 この約款は、2013 年 5 月 1 日より適用させていただきます。 2 この約款は、2014 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。 4 この約款は、2017 年 8 月 7 日より一部改正を適用させていただきます。

条項		改正後	改正前
		たきます。 6この約款は、2020年3月16日より一部改正を適用させていただきます。 7この約款は、2021年4月1日より一部改正を適用させていただきます。 8この約款は、2024年9月21日より一部改正を適用させていただきます。 <u>9この約款は、2025年4月21日より一部改正を適用させていただきます。</u>	5この約款は、2017年11月20日より一部改正を適用させていただきます。 6この約款は、2020年3月16日より一部改正を適用させていただきます。 7この約款は、2021年4月1日より一部改正を適用させていただきます。 8この約款は、2024年9月21日より一部改正を適用させていただきます。

(3) 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

条項		改正後	改正前
第2条 第1項	非課税 口座開 設届出 書等の 提出等	1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（すでに当金庫以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、非課税口座廃止通知書記載事項または勘定廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」、すでに当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項の記載がされた法令上必要とされる書面）を提出するとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して	1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（すでに当金庫以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、非課税口座廃止通知書記載事項または勘定廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」、すでに当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項の記載がされた法令上必要とされる書面）を提出するとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示

条項	改正後	改正前
	氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」等の法令上必要とされる書面については、非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」等の法令上必要とされる書面が提出される場合において、当該廃止通知書等の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。ただし、当金庫との取引においては、特定非課税管理勘定では本約款第 5 条の 4 に規定するもののうち公募非上場株式投資信託受益権、特定累積投資勘定では本約款第 5 条の 3 に規定するものが、それぞれ該当します。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書等を受理することができません。	して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」等の法令上必要とされる書面については、非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」等の法令上必要とされる書面が提出される場合において、当該廃止通知書等の交付の基となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。ただし、当金庫との取引においては、特定非課税管理勘定では本約款第 5 条の 4 に規定するもののうち公募非上場株式投資信託受益権、特定累積投資勘定では本約款第 5 条の 3 に規定するものが、それぞれ該当します。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書等を受理することができません。

条項		改正後	改正前
第7条 第4項	非課税 口座内 上場株 式等の 払出し に関する通知	4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。	4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。
附則		1この約款は、2013年7月1日より適用させていただきます。 2この約款は、2015年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 3この約款は、2016年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 4この約款は、2017年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 5この約款は、2017年6月1日より一部改正を適用させていただきます。 6この約款は、2017年10月1日より一部改正を適用させてい	1この約款は、2013年7月1日より適用させていただきます。 2この約款は、2015年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 3この約款は、2016年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 4この約款は、2017年1月1日より一部改正を適用させていただきます。 5この約款は、2017年6月1日より一部改正を適用させていただきます。

